

建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市財務部契約課及び各区役所総務課(以下「発注課」という。)において発注する建設工事等に関する競争入札結果等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱により公表する対象は、次のとおりとする。

- (1) 入札に付した予定価格が250万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設コンサルタント委託業務
- (2) 入札に付した後、随意契約を締結する場合の建設工事及び建設コンサルタント委託業務

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事(委託)番号
- (2) 工事(委託)名
- (3) 工事(委託)場所
- (4) 工(委託)期
- (5) 入札日時
- (6) 入札参加者
- (7) 入札価格
- (8) 落札業者
- (9) 落札価格
- (10) 予定価格
- (11) 最低制限価格

(公表の場所及び方法等)

第4条 公表の場所及び方法については、入札日から新潟市ホームページでの掲載及び入札日を含めて3日間、発注課において掲示し、掲示期間経過後については閲覧とする。

(公表の時期)

第5条 公表は、入札終了後速やかに行なうものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は5年とする。

(その他)

第7条 この要綱による公表は、当分の間、建設工事、建設コンサルタント委託業務を対象として実施し、原材料、物品購入等の入札結果等の公表については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。